

福島県人事委員会が期末・

勤勉手当の引き上げを勧告

(給与月額の0.05月分)

議会議員の12月期末手当が
0.05月分増額されました

2007年の福島県人事委員会勧告(※)にならない、議会議員の12月期末手当支給割合をこれまでの「1.70月分」から「1.75月分」に改めるため、「広野町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を可決しました。

町長等および教育長の12月期末手当が0.05月分増額されました

右記と同様に、町長等および教育長の12月期末手当支給割合を、これまでの「1.70月分」から「1.75月分」に改めるため、「町長等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例」ならびに「広野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」を可決しました。

役場職員に支給される手当が福島県人事委員会勧告どおり改正されました

上記と同様に、職員に支給される各種手当について、扶養手当を「6,000円」から「6,500円」に、12月勤勉手当支給割合を「0.725月分」から「0.750月分」に改めるなどといった「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を可決しました。

※福島県人事委員会勧告

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間企業から層化無作為抽出法によって160事業所を抽出し、給与実態調査が行われます。その結果、職員の給与等と民間給与との較差等について県議会議長および知事に対して報告するとともに、給与の改定等について勧告が行われます。

選挙管理委員会委員 および同補充員

平成19年12月22日をもって任期満了となることから、新たに委員4人、補充員4人を選任しました。任期は4年です。

■選挙管理委員会委員

再任



遠藤健太郎氏
(折木・大平)

新任



島村洋氏
(築地)

新任



鯨岡誠氏
(上浅見川・桜田)

新任



赤井博道氏
(東町)

■選挙管理委員会補充員

- 大和田 高男 (代)
- 内田 高明 (上原)
- 高木 敏子 (小松)
- 松本 孝一 (鍋塚)

平成20年4月から 国民健康保険税が変わります

平成20年4月から新たに創設される後期高齢者医療制度にともない、国民健康保険税の制度が大きく改正されるため、12月定例会で必要な条例改正を行ないました。

なお、厚生労働省が発表している主な改正点は、次の3点です。

(1) 国保の加入者は75歳未満に

国民健康保険の加入者（被保険者）は、75歳未満の人です。

75歳（一定の障害のある人は65歳）になると、新たに後期高齢者医療制度に加入することになり、国民健康保険から外れます。

(2) 国保税は3本建てで課税

国民健康保険に加入している人（被保険者）を対象に

- ①医療保険分
- ②後期高齢者医療支援分（新設）
- ③介護保険分（40歳～64歳の人にのみ）

3つの合計額が、国民健康保険税として国保世帯主に課税されます。

(3) 65歳以上の国保世帯主の保険税は年金からの特別徴収(天引き)に

国保世帯主を含む国保に加入している世帯員全員が65歳から75歳未満で、次の2つの条件を満たす場合、国民健康保険税は国保世帯主の年金からの特別徴収（天引き）となります。

- ①国保世帯主が年額18万円以上の年金をもらっている場合
- ②国保世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金支給額の2分の1を超えない場合

※上記以外の場合は、今までどおりの納付となります。

こんなことが決まりました

新任



鯨岡 祥子氏
(築地)

教育委員会委員
教育委員会委員に鯨岡祥子氏を選任することに同意しました。任期は、平成19年12月25日から4年です。

再任



小貫 春夫氏
(築地)

監査委員
監査委員の任期満了にともない、現監査委員の小貫春夫氏を再任することに同意しました。任期は、平成19年12月22日から4年です。

12月定例会人事